

## 部会の設置について

### 1 設置目的

重要京町家及び京町家保全重点取組地区の指定について、専門的な見地から御検討いただくため、京都市京町家の保全及び継承に関する条例（以下「条例」という。）第26条に基づき、京町家保全・継承審議会の部会として「重要京町家及び京町家保全重点取組地区指定部会（仮称）」（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 構成

#### (1) 委員定数

条例上の規定は無いが、4名程度を想定している。

#### (2) 部会の委員

京都市京町家の保全及び継承に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第9条に基づき、京町家保全・継承審議会委員のうちから会長が指名する。

#### (3) 部会長

規則第9条に基づき、会長が指名する。

### 3 設置時期

本日の京町家保全継承審議会において承認をいただいた後、速やかに設置する。

### 4 今後のスケジュール（予定）

平成 2 9 年 度	2月 (本日)	第1回審議会（本会議） ・部会の設置 ・重要京町家の指定基準（案）について検討
	3月	第2回審議会（本会議） ・重要京町家の指定基準の策定 部会の開催（計2回）
平成 3 0 年 度	4月～	・部会の開催（1～2回／月，16回／年） ・本会議において、京町家保全重点取組地区の指定基準を策定